

議員派遣について

令和8年3月23日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第160条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 北信越市議会議長会定期総会

- (1) 派遣の目的 北信越市議会議長会定期総会に出席することにより、共通する課題等について情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 長野県松本市
- (3) 派遣の期間 令和8年4月23日（木）及び同月24日（金）
- (4) 派遣する議員 副議長 清水 優一郎

2 伊那谷三市議会連絡協議会

- (1) 派遣の目的 共通する課題等について情報や意見の交換を行い、三市が協力して伊那谷の興隆を図るため
- (2) 派遣の場所 飯田市役所
- (3) 派遣の期間 令和8年5月15日（金）
- (4) 派遣する議員 副議長 清水 優一郎